

31 経営体育成交付金

【12,218（0）百万円】

対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

<背景／課題>

- 多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

政策目標

認定農業者2万経営体、法人経営400経営体、
集落営農組織3,200経営体、新規就農青年5千人を育成

<内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきましたが、今後は**経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。**

1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、**農業用機械施設等導入の初期投資の軽減**を支援します。

（補助率：定額（1／2以内（400万円上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会）

2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、**融資残の自己負担部分について補助金を交付**することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

（補助率：定額（融資残額（3／10上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会）

3. 追加的信用供与補助

融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しより、**金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を拡大**します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会）

4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な**農業用機械施設等の導入**を支援します。

（補助率：定額（1／2以内）
事業実施主体：集落営農組織等）

5. 共同利用施設補助

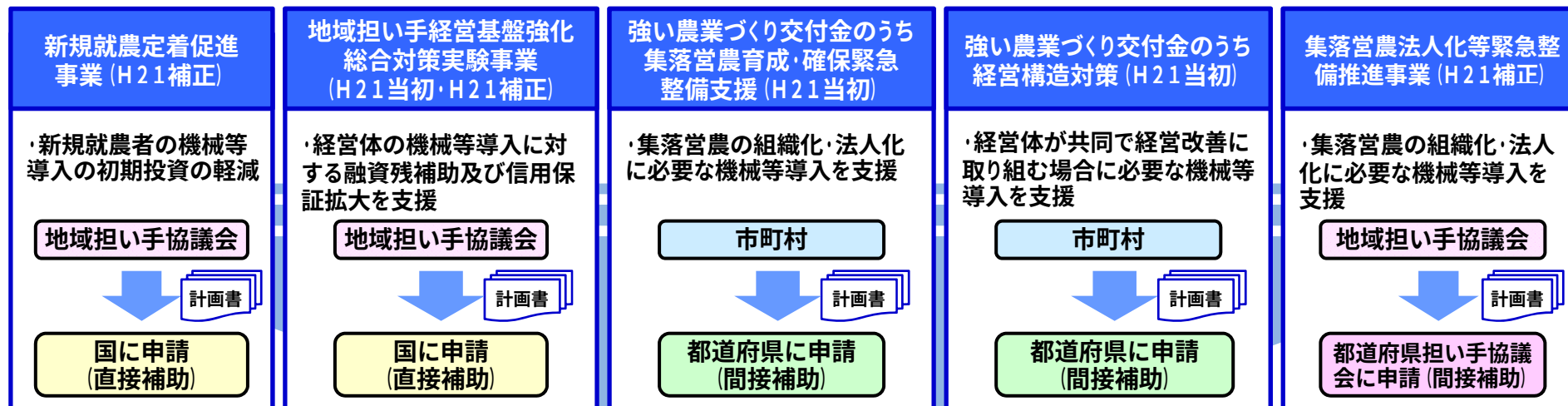
経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要なとなる集出荷施設や加工施設等の**共同利用施設の整備**を支援します。

（補助率：定額（1／2以内）
事業実施主体：市町村、JA、農業者等の組織する団体等）

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りがつ単年度ごとに実施



経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化

使い勝手の良い
支援スキームとして
事業を再構築

経営体育成交付金 (H22要求)

- ・経営体の育成・確保のための各事業を**統合・交付金化**
- ・**市町村が策定する一つの計画**のもと、**複数年にわたる取組を支援** (計画書作成は初年度のみ)
- ・計画主体は市町村とし、**申請窓口を一本化**

